

令和7年1月31日  
(2025年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山 下 淳

答 申

令和6年(2024年)7月23日付け伊総法管第90号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

令和6年(2024年)2月2日付け「路上喫煙防止経常啓発業務委託に係る公文書公開請求」についてなされた令和6年(2024年)2月15日付け公文書部分公開決定処分(伊市ま生第1184号)に対する審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

伊丹市長（以下「処分庁」という。）が、令和6年2月15日付け伊市ま生第1184号により行った公文書部分公開決定処分は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、令和6年2月2日付けで、①伊市ま生第1163号「令和5年度路上喫煙防止経常啓発業務委託契約に係る契約の締結について（準備決裁）」、②伊市ま生第98号「路上喫煙防止経常啓発業務委託の再委託に関する承認書について」（以下「本件対象文書」という。）の文書を含む13件の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、本件請求に対し、本件対象文書における契約者の氏名、印影、住所について、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するという理由で、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和6年5月16日付けで本件処分を不服として、本件対象文書の契約者の氏名の公開を求める審査請求を行った。

### 第3 審査関係人及び処分庁の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において主張する内容は、概ね以下のとおりである。

最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決によれば、本件処分で非公開とした本件対象文書における契約者の氏名については、条例第7条第2号に規定する法人その他の団体（市、国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）の行為そのものと評価される行為に関する情報であると解され、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当

せず、契約者の氏名の公開を求める。

## 2 処分庁の主張

処分庁が、弁明書及び意見聴取において主張している内容は、概ね以下のとおりである。

契約者の氏名について、条例第7条第2号に規定する法人等に関する情報に該当するが、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」とは言えないことから、同号に規定する非公開事由には該当しないものの、契約者のまちづくり協議会会長個人の氏名についてはなお、同条第1号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。」であるため、本件処分は妥当である。

- (1) 契約者であるまちづくり協議会(以下「本件団体」という。)は、市が認定する地域自治組織であり、当該代表者は、地域住民の中から民主的に選出され、団体の意思決定及び運営には民主的で透明性を持つことが設立要件となっている組織ではあるものの、個人の集合体を代理する性質が極めて強く、一般的な法人と同列に扱うことはできない。
- (2) 本件団体の代表者は、単位自治会の長等が選出されることが多く、市における自治会長名簿の提供範囲は、専らその自治会を構成する地域住民に限られ、また、地域住民への氏名、連絡先の提供を拒否する個人も存在することから、団体の長であることをもって通常公開されることが予定された情報であるとは言えない。
- (3) 本件団体の代表者氏名が公表されると、インターネット上での検索等が容易になり、本件団体の活動への批判等が、そのまま個人への批判へとつながるおそれがある。
- (4) 本件団体代表者個人は、事業を営む個人に該当せず、当該団体において、代表者個人の氏名は、当該団体を代表として行う行為に関する情報という一面はあるものの、代表者個人の氏名は依然、独立した一人の人物を特定する情報である。
- (5) 本件請求のような情報公開制度において代表者個人の氏名が公開されるとなると地域組織の担い手になることに強い抵抗感が生じ、団体運営に支障が出る可能性がある。こうしたことが、ひいては市の推進する参画と協働のまちづくりの推進に多大なる影響が生じる。

加えて、本件団体に限らず、市が地域自治組織や単位自治会と契約を結ぶ事例は多数存在するが、市と契約することで代表者個人の氏名が公開されるとするならば、市との契約を拒否されることが想定され、市の事業執行が不可能になる可能性がある。

#### 第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
令和6年(2024年) 7月23日	諮問の受理
令和6年(2024年) 9月6日	第1回審議
令和6年(2024年) 10月2日	処分庁から意見聴取、第2回審議
令和6年(2024年) 11月20日	第3回審議
令和6年(2024年) 12月18日	第4回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求の争点について

- (1) 本件対象文書は、市内の路上喫煙禁止区域及び歩きタバコ・ぼい捨て重点区域における路上喫煙防止経常啓発業務に関する委託契約の締結及び同契約の再委託に関する承認にあたって、処分庁が決定を行った2種の決裁文書であり、本件団体の代表者の氏名、住所、印影の部分が非公開とされている。
- (2) 審査請求人は、処分庁が非公開とした情報のうち、本件団体の代表者である会長の氏名の公開を求めている。以下、検討する。

##### 2 本件処分の妥当性について

###### (1) 本件処分に係る法令等の定めについて

###### ア 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。

###### イ 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。

なお、本号に言う「その他の団体」とは、法人格を有しないが、団体の規約等を有し、代表者等の定めがあり、団体としての実体を有するものをいうと解される。

###### (2) 本件処分の妥当性について

###### ア 本件団体の性格について

(ア) 本件団体は、伊丹市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第10条の2の規定に基づき、概ね小学校区の通学区域を単位として、当該区域内の住

民をはじめとする多様な主体で構成され、伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例（以下「設立条例」という。）第2条に基づき市長の認定を受けた地域自治組織である。

地域自治組織とは、基本条例第10条の2の規定によれば、区域内の住民全員が構成員となり、区域内の誰もが参画を保障され、民主的で透明性のある運営を行うものとされる組織体である。

(イ) 本件団体は、設立条例第6条第1項の規定に基づき、地域ごとの地理的な特性、自然、歴史等の地域資源等を活用し、地域の課題を解決するため、地域ビジョンと称する活動方針を策定し、市から当該ビジョンの認定を受けることで、活動に係る交付金の交付を受け、当該財源をもとに地域コミュニティに係る基盤強化の取組みを進めている。

また、本件団体では運営に必要な規約が整備されており、当該規約に基づき、合意形成や意思決定を図る諮問機関として、区域内の自治会をはじめ、各種コミュニティ団体の代表者によって構成される理事会及び評議員総会といった合議体が設置され、主要な事業計画、予算等の議決等については、評議員総会で行われることとなっている。

(ウ) 以上のことから、本件団体は、地域住民による自主的・自発的な組織であり、区域内の自治会をはじめ各種コミュニティ団体を包括する団体として、地域が抱えるあらゆる課題に対応するための組織という性格を有していると言える。

イ アで見た本件団体の性格からすると、本件団体は、法人格は有しないものの、条例第7条第2項に規定する「法人等」に該当すると認められる。

ウ 審査請求人は、最高裁判所平成15年11月11日判決を引用して、契約者の氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であり、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当しないと主張している。

当該最高裁判所判決によれば、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当であり、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報に当たらないと解すべきであるとしている。

当該最高裁判決に基づけば、本件対象文書における会長の氏名は、本件団体の代表者である会長が本件団体の職務として行う行為に関する情報であると認められるため、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報には該当しないと解される。

エ 他方で、当審査会は、条例第7条第2号に規定する「その他の団体」には、本件団体のように地域住民の相互のつながりによる自主的な地域活動団体なども含まれ

る(2ア)ことから、代表者の氏名やその特定につながる情報の公開については、個々の団体の性質や運営の実情等に即した判断をすべきであるとする。

オ 処分庁の説明及び本審査会の調査によると、

(ア) 本件団体が策定した「地域ビジョン」や本件団体の活動を紹介する地域の広報誌である「ありまち瓦版」などにおいても会長名は記載されていない。

(イ) 本件団体に係わる種々の催し等で会長が紹介されることはあるし、インターネットで検索すると会長名を見つけることができるとしても、それらは公知の事実とまでは認められない。また、会長の交代があり、インターネット上の情報が正しいものであるとも限らない。

(ウ) 地域自治組織に関する市の二条例（基本条例及び設立条例）は、地域自治組織について、民主的で透明性のある運営を規定し、また市長の認定の要件として、情報の発信と共有する仕組みを有すること、情報の公開その他情報管理を適切に行う体制を有すること、規約では規約及び会計の帳簿等の公開等に関する事項を定めることを規定するが、これはあくまでも地域自治組織の構成員に対するものであり、広く一般に対するものとは解されない。本件団体の規約においても、規約、議事録、会計に関する帳簿は、「構成員より要請があれば、原則、理事会の承認を得て公開することができる」と定めるところである。

以上のことに鑑みると、本件団体は地縁的な住民相互のつながりに基づく自主的な団体であり、そもそも団体として代表者（会長）の氏名が公表されることを想定しているとはいえない。

カ 本件団体のような地域自治組織が制度化された背景として、地域組織における担い手（後継者）の不足や高齢化があり、市では自治会をはじめとした地域組織と行政相互の連携及び協力体制の構築のため、将来を見据えた地域自治組織による協働の仕組みづくりが喫緊の課題となっていることがある。

そのような状況下において、本件団体と市との契約等によって本件団体の会長の氏名の公表がなされることになると、地域組織の担い手となることに強い抵抗感が生じ、会長のなり手不足が深刻化し、あるいは市との協働事業を控えることも想定しうるところであり、本件団体の事業運営を明らかに害するおそれがあるとの処分庁の主張は首肯できるものとする。

キ したがって、本審査会は、会長名を公開すると、本件団体の正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	元関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
三木 麻鈴	弁護士	委 員
鈴木 稻弘	人権擁護委員	委 員 (令和 6 年 11 月 20 日～)